

こ さい し た ぶん か
湖西市多文化
きょう せい すい しん
共生推進プラン
2011~2015

しょうさい ばん
詳細版

た ぶん か きょう せい しゃ かい
多文化共生社会とは…?

こく せい ぶん か ちが
国籍や文化の違いにかかわらず、
すべ て の 人 が 互 い の 文 化 や 習 慣 、 考 え 方 を 理 解 し 、
ち い ま しゃ かい ささ いちいん
地域社会を支える一員としてともに生きることです。



はじめに

湖西市市長 三上 元

本市では1990年の入管法の改正以降、地域経済を支える労働力として多くの外国人労働者を受け入れてきました。滞在の長期化や定住化が進む中、世界同時不況の後もさまざまな思いから日本に暮らし続ける人も多く、2011年3月末現在、人口の5%以上を占める多くの外国人市民が生活しています。

このように外国人が集住する湖西市において、外国人との共生をいかにすすめていくかが大きな課題となっていることから、今後5年間の多文化共生社会の実現に向けた基本指針となる「湖西市多文化共生推進プラン」を策定しました。

このプランでは行政の取り組みはもとより、市民や企業、関係機関・団体など多文化共生の担い手が連携を深めながら多文化共生によるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心に協議し、ご意見をいただきました湖西市多文化共生社会推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました方々に心よりお礼申し上げます。



はじめに

湖西市多文化共生社会推進協議会 会長 池上 重弘

プラン策定に携わった市民委員の皆さんを代表して、
以下に三点の特色を記したいと思います。

第一に、今回のプラン策定に際して市民委員の幅広い意見が反映されていることです。会議の時間を有効活用するため、グループに分かれて意見を出し合う、ワークショップ型の運営方法を取りました。これにより、多様な意見を集約すると同時に、日本語のネイティブスピーカーではない外国人市民も気安く発言する環境ができました。

第二に、企業関係の皆さんの積極的関与があったことです。上記のグループ討論の折、企業で類似の研修経験をお持ちの委員が先導を担ってくれました。また、プランの推進主体についても、地域、経済界、行政が何をできるかが明示されています。

第三に、市民委員の皆さんの声を生かして八つの重点施策を絞り込んだことです。とりわけ、多文化共生センター（仮称）の設置については市民委員の意見の結晶とも言えます。

市民委員の思いがひとつひとつ具体的な形になることを願ってやみません。

目次

第1章

■ 基本的な考え方

- 1 策定の趣旨 3
- 2 計画の位置付け 3
- 3 計画の期間 3
- 4 考え方 4
- 5 策定の経緯 4

第2章

■ 湖西市の現状と課題

- 1 外国人の現状 7
- 2 外国人増加に伴う主要な課題 10

第3章

■ 多文化共生推進プランの内容

- 1 体系図 19
- 2 多文化共生推進の担い手の役割 20
- 3 到達目標 22
- 4 施策の一覧 23
- 5 施策の方向性 28

第4章

■ 多文化共生推進プランの重点施策

- 1 重点施策 37

第5章

■ 推進にあたって

- 1 普及啓発 47
- 2 推進体制 47
- 3 進行管理 47

参考資料

- 1 湖西市多文化共生推進プラン策定の経過 49
- 2 多文化共生社会推進協議会 50
- 3 多文化共生推進プラン策定委員会・多文化共生推進庁内連絡会 51
- 4 市民意識調査結果 52
- 5 湖西市多文化共生推進プラン（案）に対する意見募集の実施について 60

だい 1 しょう
第 1 章

き ほん て き かん が か た
基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

湖西市に暮らすすべての人がまちに愛着を持ち、より住みやすいまちづくりを目指して参画の意識をもつことが、多文化共生の社会づくりには欠かせません。そのためには、外国人市民が急増したことにより地域が直面する生活、教育、就労などの山積している課題に、行政はもとより外国人市民を雇用する企業をはじめ、学校関係者、地域社会、NPOなどが正確な情報を把握し共有するとともに、連携して課題の解決に取り組んでいく必要があります。

日本人と外国人が対等な湖西市民であるとの観点に立ち、誰もが安心して快適に生活できるよう、ここに多文化共生社会づくりを計画的かつ総合的に推進するため「湖西市多文化共生推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

プランは、「新・湖西市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、目標の設定と基本的な考え方の提示、関連する取り組みを体系化する基本計画として策定するものです。また、2006（平成18）年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、本市の実情や特性を踏まえたうえで策定しています。

3 計画の期間

本プランの計画期間は、2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化に対応していくために、必要に応じて見直しを行います。

4 かんが かんが 考え方

- (1) 湖西市に暮らす外国人市民も、日本人市民と同様の地方自治法上の「住民」ととらえ、基本的には日本人と同等の行政サービスを受ける権利と義務を有するものと考えます。
- (2) 日本人とともに外国人市民が積極的にコミュニケーションを図り、お互いに理解し合うことが必要であり、地域社会での「共助」の関係を「市民協働」として築くことが重要であると考えます。
- (3) 2006（平成18）年3月に総務省が発表した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、「Ⅰ コミュニケーション支援」、「Ⅱ 生活支援」、「Ⅲ 多文化共生の地域づくり」、「Ⅳ 推進体制の整備」について総合的・体系的に考えます。
- (4) 日本政府が1980（昭和55）年前後に批准、加入した「国際人権規約」と「難民の地位に関する条約」などにおける「外国人の人権尊重を重視する」ことが重要であると考えます。

5 さくてい けいい 策定の経緯

本市における多文化共生の推進に係る指針とすべき「湖西市多文化共生推進プラン」を策定するため、市内経済界、学識経験者、外国人市民、地域社会、企業、教育、地域福祉、国際交流、交通、安全、防犯の各分野を代表する委員による「多文化共生社会推進協議会」で2009（平成21）年度から検討を重ねました。2010（平成22）年度には、庁内に課長級で構成する「多文化共生推進プラン策定委員会」と係長級で構成する「多文化共生社会推進庁内連絡会」を設置し、「多文化共生社会推進協議会」と共にプランの内容について検討をしました。

だい 第 2 しょう 章

こ さい し げん じょう か だい
湖西市の現状と課題

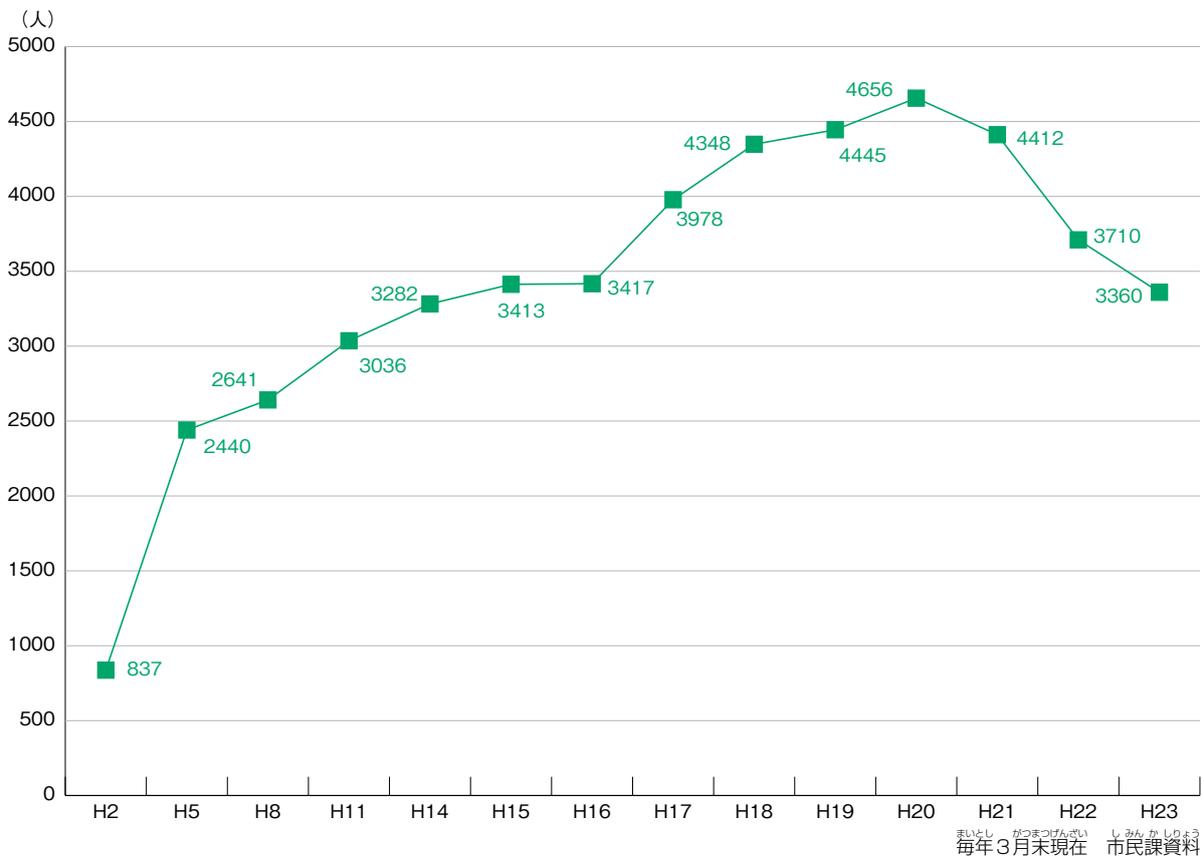
第2章 湖西市の現状と課題

1 外国人の現状

2010（平成22）年3月に湖西市と新居町が合併し、新湖西市が誕生しました。本市に居住する外国人登録者数は、1990（平成2）年6月の「出入国管理及び難民認定法」改正法施行以降、ブラジル人などを中心に増加を続けてきましたが、2008（平成20）年秋からの世界的な経済危機の影響を受け、2011（平成23）年3月末現在で3,360人となっています。

外国人登録者の中で最も多数を占めているのはブラジル人で、2011（平成23）年3月末現在、国籍（出身地）数は、34ヶ国で、多い順に、ブラジル（1,955人、58.2%）、ペルー（553人、16.5%）、フィリピン（208人、6.2%）、中国（198人、5.9%）、インドネシア（173人、5.1%）となっています。

外国人登録者数の推移



毎年3月末現在 市民課資料

◆ 静岡県各市町別外国人登録者数

● 外国人登録者の多い順

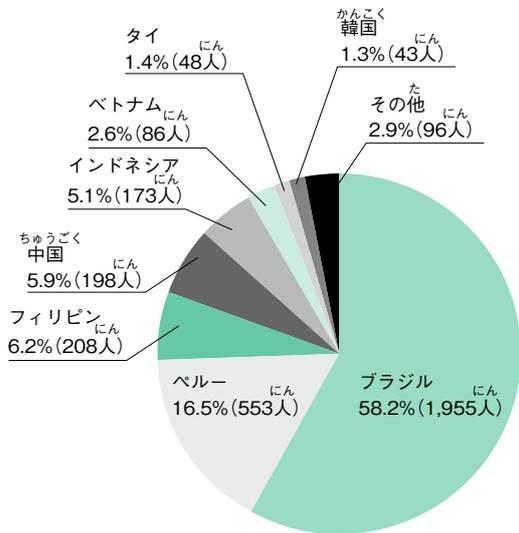
順位	市町	外国人登録者数 (人)	外国人登録人口 割合 (%)
1	浜松市	26,934	3.4
2	静岡市	8,409	1.2
3	磐田市	7,513	4.5
4	富士市	4,975	2.0
5	掛川市	4,298	3.7
7	湖西市	3,467	5.8

● 外国人比率の高い順

順位	市町	外国人登録人口 割合 (%)	外国人登録者数 (人)
1	菊川市	7.2	3,378
2	湖西市	5.8	3,467
3	磐田市	4.5	7,513
4	袋井市	4.1	3,505
5	掛川市	3.7	4,298

2010 (平成22) 年12月末現在 静岡県資料

◆ 湖西市国籍別外国人登録者数



総人口 62,291 人
外国人登録者数 3,360 人
外国人登録人口割合 5.4%

2011 (平成23) 年3月末現在

市内でも、県営住宅・雇用促進住宅がある表鷺津自治会では、外国人が600人を超え、外国人の集住地区となっています。同様に雇用促進住宅がある河美自治会や川尻自治会、集合住宅が散在する鷺津自治会や三ツ谷あけぼの自治会にも、多くの外国人が居住しています。

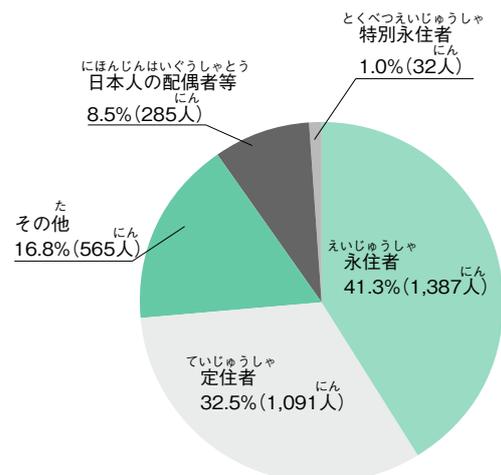
◆ 自治会別外国人登録者数（上位5地区）

順位	自治会名	外国人登録者数 (人)	外国人登録人口割合 (%)
1	表鷺津	634	12.6
2	鷺津	509	11.4
3	三ツ谷あけぼの	335	14.7
4	河美	268	14.0
5	川尻	229	9.8

2011（平成23）年3月末現在 市民課資料

◆ 外国人登録者の在留資格（目的）別内訳

在留資格別でみると、永住者が最も多く1,387人、定住者が1,091人、日本人の配偶者が285人と続いています。ブラジル、ペルー国籍者は永住者、が多くなっており、中国、インドネシア国籍者においては、その他が多くなっていますが、これは企業での研修生が多いためと考えられます。



◆ 外国人登録者の在留資格（目的）別内訳

在留資格	割合 (%)	総数 (人)	ブラジル (人)	ペルー (人)	フィリピン (人)	中国 (人)	インドネシア (人)	その他 (人)
永住者	41.3	1,387	892	326	74	30	4	61
特定住者	32.5	1,091	841	171	52	1	2	24
その他	16.8	565	26	45	42	151	167	134
日本人の配偶者等	8.5	285	196	11	40	16	0	22
特別永住者	1.0	32	0	0	0	0	0	32
合計	100	3,360	1,955	553	208	198	173	273

2011（平成23）年3月末現在 市民課資料

2 外国人増加に伴う主要な課題

(1) 意識調査

日本人市民が、外国人市民が増えてきていることをどのように感じているのかを知るため、市が行った市民意識調査を参考としました。（調査期間：2010（平成22）年11月12日～11月30日）

市民意識調査の設問は、静岡県が2009（平成21）年に実施した「静岡県多文化共生アンケート調査」と同様の設問とし、調査結果を比較できるようにしました。

市民意識調査の結果は、参考資料に掲載しました。

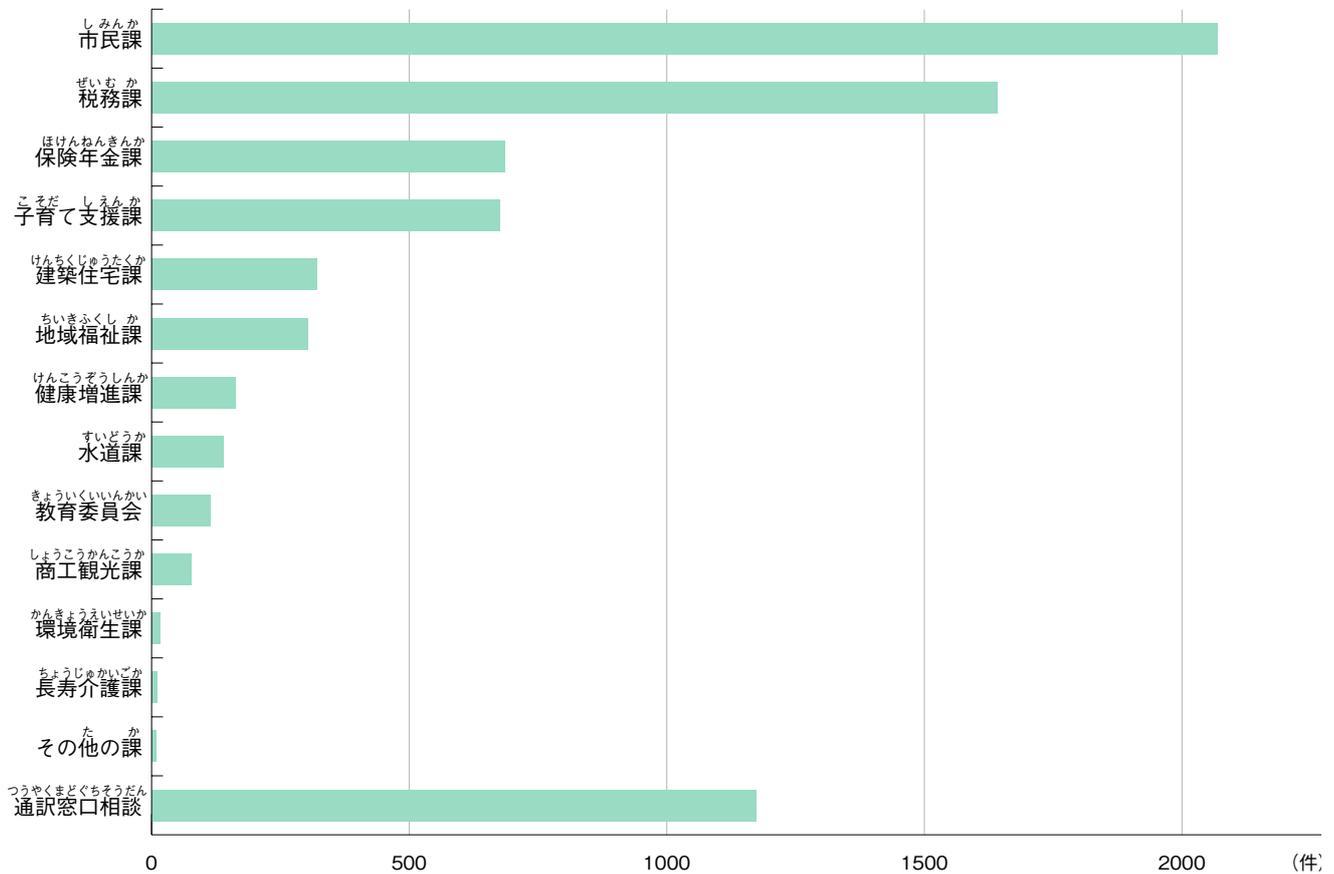
(2) 分野別の現状と課題

① 通訳、翻訳と情報提供

【現状】

湖西市では、2007（平成19）年度からポルトガル語1名、スペイン語1名体制で通訳を配置し、窓口などでの通訳、公文書などの翻訳にあたっています。年間の通訳件数は2010（平成22）年度では7,393件となり、中でも市民課の通訳が一番多く2,069件、以下税務課1,641件、保険年金課685件と続いています。また、相談件数は1,173件となっています。

◆ 2010（平成22）年度湖西市通訳者対応件数



市からの情報発信として、ポルトガル語版及びスペイン語版の広報紙を月1回発行し、公共施設、企業、外国人市民がよく利用する店舗などに設置し配布しています。広報紙では予防接種や検診の情報など生活に必要な情報と、日本の制度や生活習慣などの文化情報を紹介しています。また、生活ガイドブックも発行し、外国人登録窓口において、転入してきた外国人市民に配布しています。なお、市のホームページでもポルトガル語とスペイン語による情報発信を行っています。

【課題】

2名の通訳により対応していますが、相談窓口ではないため、外国人市民が気軽に相談できる場（相談窓口）の提供が必要です。

情報発信については、まだまだ多言語化されていない情報が多くあり、市のホームページの充実、日本語化や習慣・マナーの学習機会の提供や相互の文化を理解する機会の提供が必要です。

② 居住

【現状】

市内には12団地の市営住宅があり、総入居戸数343戸のうち、35戸が外国人世帯（2011（平成23）年3月末現在）となっています。県営住宅は2団地あり、総入居戸数130戸のうち、55戸が外国人世帯（平成23年3月末現在）となっています。また、雇用促進住宅も3団地あり、総入居戸数305戸のうち、191戸が外国人世帯（2010（平成22）年11月末現在）となっており、6割以上が外国人世帯となっています。

【課題】

共同生活や日本の習慣に対する理解不足のため、公営住宅入居者に対する苦情が多くあり、入居者同士の円滑なコミュニケーションを図る施策が必要です。また、自治会に加入していない外国人市民も多く、多言語による自治会活動の情報提供が必要です。

③ 子育て・教育

【現状】

市内の保育園や幼稚園へ通園する外国人の子どもが増えています。外国人と保育士や幼稚園教員とのコミュニケーションがとれないなどの課題が生じています。



◆ こさいしなほいくえん ざいせきがいこくじんえんじすう
湖西市内保育園の在籍外国人園児数

ほいくえんめい 保育園名	ぜんえんじすう 全園児数 (人)	がいこくじんえんじすう 外国人園児数 (人)	わりあい 割合 (%)
わしづほいくえん 鷺津保育園	159	9	5.7
うちやまほいくえん 内山保育園	78	1	1.3
あらいほいくえん 新居保育園	104	1	1.0
びしょうほいくえん 微笑保育園	103	1	1.0
なぎさほいくえん なぎさ保育園	103	1	1.0
おかさきほいくえん 岡崎保育園	122	1	0.8
ごう けい 合 計	669	14	2.1

2011 (平成23) 年4月1日現在 子育て支援課資料

◆ こさいしなひょうちえん ざいせきがいこくじんえんじすう
湖西市内幼稚園の在籍外国人園児数

ひょうちえんめい 幼稚園名	ぜんえんじすう 全園児数 (人)	がいこくじんえんじすう 外国人園児数 (人)	わりあい 割合 (%)
わしづひょうちえん 鷺津幼稚園	283	7	2.5
しらずかひょうちえん 白須賀幼稚園	59	1	1.7
しんじょひょうちえん 新所幼稚園	56	0	0.0
おかさきひょうちえん 岡崎幼稚園	178	4	2.2
ちばたひょうちえん 知波田幼稚園	51	0	0.0
あらいひょうちえん 新居幼稚園	215	0	0.0
しらゆりひょうちえん しらゆり幼稚園	185	5	2.7
ごう けい 合 計	1,027	17	1.7

2011 (平成23) 年4月1日現在 学校教育課資料

◆ 湖西市立小中学校の在籍児童生徒数

小学校名	全児童数 (人)	外国人 児童数 (人)	わりあい 割合 (%)
鷺津	1,096	84	7.7
白須賀	239	11	4.6
ひがし 東	211	3	1.4
おかさき 岡崎	880	24	2.7
ちばた 知波田	221	0	0.0
あらい 新居	966	12	1.2
こうけい 合計	3,613	134	3.7

中学校名	全児童数 (人)	外国人 児童数 (人)	わりあい 割合 (%)
鷺津	533	47	8.8
白須賀	115	2	1.7
湖西	236	0	0.0
おかさき 岡崎	416	8	1.9
あらい 新居	477	8	1.7
こうけい 合計	1,777	65	3.7

2011 (平成23) 年 4月1日現在 学校教育課資料

また、市内の公立小中学校に在籍している児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は、小学校で100人、中学校で41人おり、日本国籍を有する者で日本語指導が必要な児童生徒も7人いるなど多様な状況におかれている子どもたちが存在します

◆ 市内公立小中学校在籍児童生徒のうち日本語指導が必要な母語別児童生徒数

区分	ポルトガル語	スペイン語	インドネシア語	カンボジア語	ベトナム語	中国語	計
小学校	58	29	7	4	1	1	100
中学校	28	10	0	0	2	1	41
計	86	39	7	4	3	2	141

2010 (平成22) 年9月1日現在 学校教育課資料

学校では転入してきた外国人児童生徒のために、加配教員が取り出しによる適応指導教室を実施したり、母語で対応できる県が派遣する相談員、市が雇用する外国人指導員や通訳員を活用して担当教員のサポートを行っています。しかし、まだまだ十分であるとは言えません。

就学年齢の外国人の子どもには就学義務が課せられていないため、公立学校へ通っていない子どもが、どこで教育を受けているのか把握をすることは難しい状況になっています。そこで、湖西市教育委員会では、2009（平成21）年10月～2010（平成22）年1月の間に不就学者の調査を実施しました。その結果は就学年齢における不就学者は調査対象328人中わずか1人でしたが、ゼロになるようにしていく必要があります。

【課題】

市内の公立学校においては、急増した外国人児童生徒に指導者が対応しきれない状況があります。日本語指導に関する指導方法を含め、児童生徒の受け入れ体制の整備が急務となっています。

一方、市内にはブラジル人学校もありますが、「私塾」扱いであるため、公的な支援がなく授業料が高いため保護者の負担が大きいと考えられます。保護者がいずれ帰国することを視野に入れ、母語を重視することを選択した場合には、外国人学校は重要な存在となりますが、日本の教育制度との違いにより、日本国内において進路などがスムーズに確保されない状況もあります。

保護者の都合で来日した子どもたちは、将来どの国に生活の基盤を置くのか、不確かな状況に置かれています。日本語を習得するのか、母語を習得するのかは重要な問題であり、どちらも習得が不十分な状況も多く生じています。

また、将来の見通しが不安定である中で、学ぶことの必要性や将来に対する確固とした目標を描けずにドロップアウトしてしまう子どもが存在することも課題となっています。学校を卒業してからの進路や将来の夢など、学ぶ動機付けとしての材料に乏しいことが、学習意欲の減退につながっていることが考えられるため、将来のモデルとなるような先輩とのふれあいや、意見交換の場を設けることも課題となっています。

④就労・社会保障

【現状】

日本の在留資格には、大別すると「活動に基づく」と、「身分又は地位に基づく」ものがあります。当市の外国人市民は「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」という「身分又は地位に基づく」ものが主な在留資格です。この在留資格には、活動の制限がなく製造業に従事している労働者が多く占めています。外国人市民の多くが、人材派遣や業務請負の会社を介した間接雇用として、大手企業の中で働いているのが現状でしたが、リーマンショック以降、その形態も変化しつつあり、直接雇用の労働者も増えてきています。

【課題】

外国人労働者を雇っている企業と、間接的に労働力を利用して収益を上げている企業には、法令の遵守と社会的責任が求められています。

社会保険や年金の未加入者が多いことも課題となっています。現在は労働者として健康に働いて所得もあるため、保険や年金について深刻に捉えてはいないという傾向が見られますが、定住化が進み、高齢になったときに保険や年金に未加入であることがどれだけ影響するかを理解してもらう必要があります。

また、外国人労働者の就労環境は不安定な事が多く、長年継続して勤めても、社会的地位の改善が望めず、雇用の調整弁として、景気の動向によっては突然の解雇も生じています。新たな技術の習得や研修の機会を設けるなど、就労環境の整備が求められています。また、一方で労働者自身も労働条件の優位なところへの移動を厭わないため、企業としてはせっかく指導をしても長続きしないという問題を抱えています。いずれも不安定な身分のために生じる課題であると考えられます。

⑤ 防災

【現状】

当市では、東海地震や東南海・南海地震の発生が予測されていますが、そもそも地震自体を経験したことがない外国人市民もいるため、災害前の知識習得や災害時に関する備えや、地域での防災訓練への参加が必要となっています。

【課題】

外国人市民が実際に居住をしている地域との連携が密接でないと、災害時の安否確認などの把握が困難となります。日頃から自治会へ加入するなどの地域社会との関係づくりが重要となっています。

また、外国人市民は使用言語の違いから避難情報などが得にくいことや、多言語での情報提供、通訳による相談活動など特別な支援を必要とする場合が多く、災害時には要援護者とみなされています。しかし、使用言語の課題が解決されれば、他の災害時要援護者と比較すると、支援する立場に十分にまわられる人材がいると思われれます。そのような人材をリーダーとして協力してもらうなど、外国人が助け合える仕組みを築いておくことも課題となります。

だい 第 3 しょう 章

た ぶん か きょうせい すい しん
多文化共生推進
ない よう
プランの内容

第3章 多文化共生推進プランの内容

1 体系図

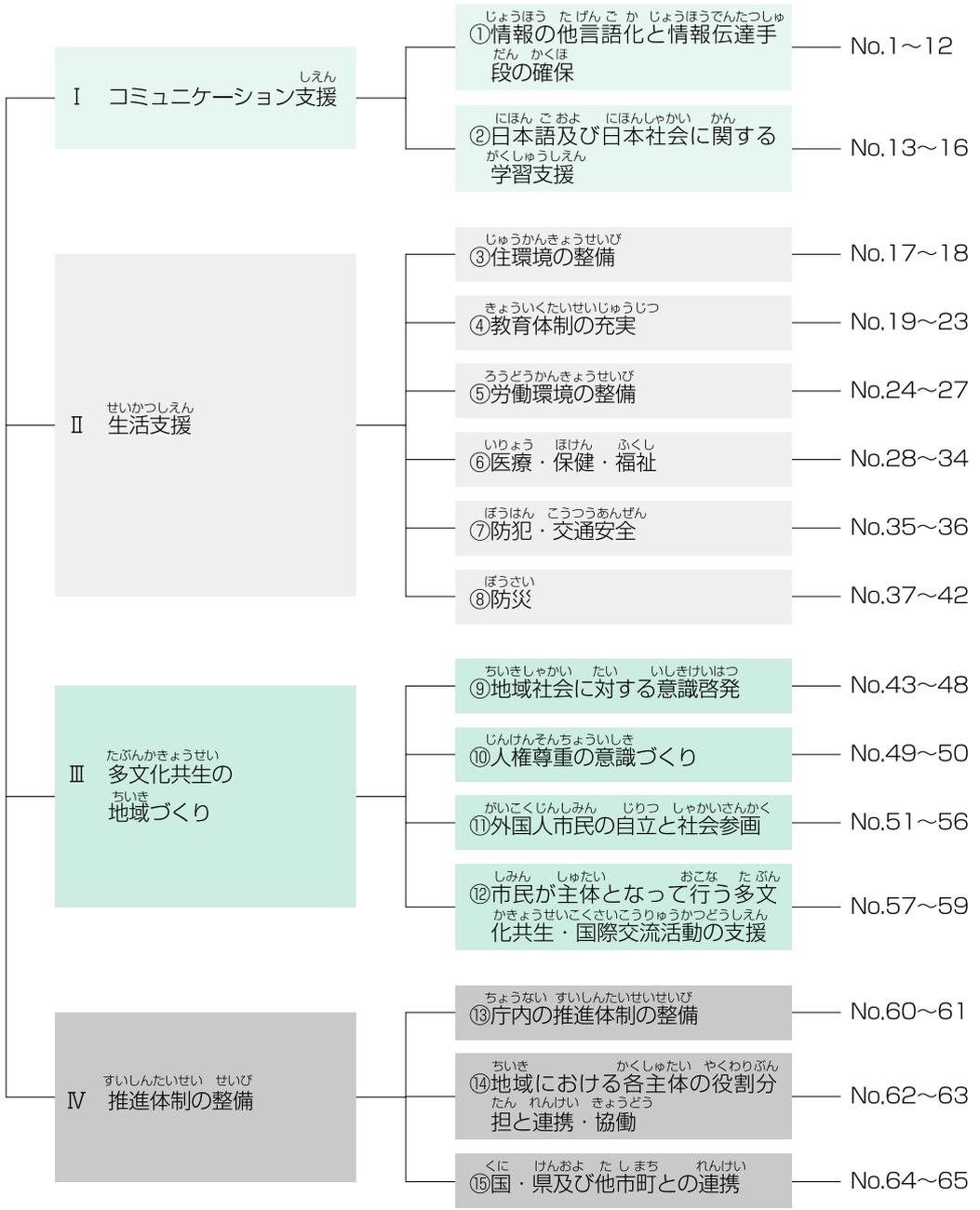
基本理念

4つの柱

基本施策

具体的な施策

みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり



基 本 理 念

「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」

本市は、県下でも有数の工業のまちであり、輸送用機械器具製造業の工場を中心とした企業が多数立地し、その多くが外国人労働者を受け入れています。これらの外国人は、本市の経済発展を支える上で重要な存在となっています。

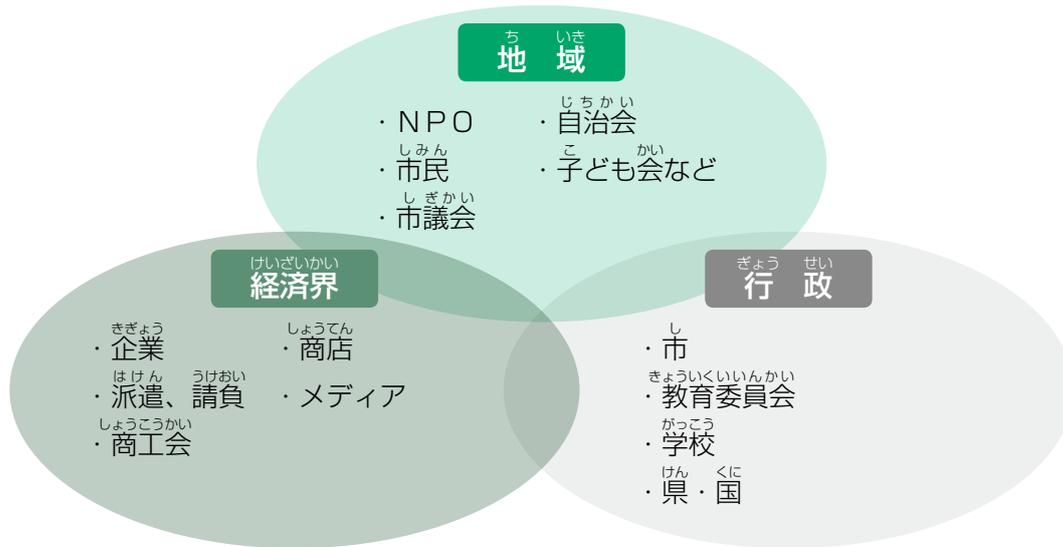
外国人を、単に一時的な滞在者や企業で働く人として捉えるのではなく、地域の住民として認めることが重要です。

そこで、日本人・外国人という枠を取り払い、誰もが地域の住民として笑顔でくらししていけるまちづくりを目指していきます。

多様な文化的背景を持った人々が参加しやすい社会を創り上げるという意味で、多文化共生はユニバーサルデザインという考え方にもつながっています。

2 多文化共生推進の担い手の役割

湖西市の多文化共生社会の実現に向けては、地域・経済界・行政といった各分野の担い手が、まずはおのこの役割やできることを考え、現状を変える努力や施策に取り組むことから始めなければなりません。そのためには、地域・経済界・行政において多文化共生の課題に関する正確な情報と改善の方向などについて共有を図ることが大切です。それとともに、既存のイベントなどを利用して、日本人と外国人市民が交流できる機会を準備し、相互理解の促進に結びつけていくことも必要です。その際、お互いが共生のパートナーとなるためにも、イベントの準備段階から外国人市民も参画し、一緒にまちづくりを担うよう工夫が必要です。各担い手の役割は以下のとおりです。



(1) 地域

地域における多文化共生を推進するためには、地域に暮らす外国人を含む地域の住民をはじめ、NPOや自治会といった市民の活動が重要です。

NPOなどの市民活動は、まちづくりには不可欠ですが、多文化共生の推進についても、市民活動が占める割合は非常に高いものがあります。現在、湖西市の市民活動団体として「湖西国際交流協会」があります。

また、湖西市には自治会が組織されています。自治会が一番小さな共同生活の単位として、平常時はもちろん災害時には大きな役割を担うことになり、外国人市民にとっても一番身近で関わる場所ですが、外国には自治会という組織が存在せず、まずはその存在について情報を提供し、理解を得ることが、多文化共生の第一歩と考えられます。

(2) 経済界

外国人労働者を多く雇用する企業は、労働法令の遵守はもちろん、労働者の生活環境や家族の教育などについても配慮をする必要があります。

外国人市民は、人材派遣会社や業務請負会社に雇用されていることが多く、それらの業者はもとより、受け入れている企業にも、社会的な責任（CSR）が強く求められます。すでにCSRの観点から学校支援や、NPO支援を行っている企業の事例もあるので、これらの活動がより広まり、多文化共生の社会づくりの推進に取り組むことが望めます。

商工会は、市内における商工業の総合的な発展を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資するという目的から、地域の多文化共生社会の実現に理解と積極的な参加が望めます。

また、近年増加している外国人経営者にも商工会の理念を理解してもらい、会員となって共に地域社会の福祉増進に資するよう努力されることが望めます。

(3) 行政

学校・教育委員会・市などは、実施主体となる事業に積極的に取り組み、行政サービスの提供に努めるとともに、地域や経済界との連携や協働により、多文化共生を推進します。

3 到達目標

市民意識調査の結果では、「多文化共生」という言葉・考え方について、よく知っている、少し知っていると回答された日本人市民は、両者の合計で26.7%と4人に1人の割合でした。

この「多文化共生」という言葉の認知度を3人に2人以上に上げたいと考え、5年後の到達目標を70%と設定します。

また、外国人市民に親しみを感ずるかについて、「親しみを感ずる」、「どちらかといえば感ずる」と回答された日本人市民は、両者の合計で19.7%と5人に1人の割合でした。

この親しみを感ずる割合を2人に1人以上に上げたいと考え、5年後の到達目標を50%と設定します。

● 5年後の到達目標

目標	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	所管課
「多文化共生」という言葉の認知度	26.7% (2010 (平成22) 年度)	70% (2015 (平成27) 年度)	市民協働課
外国人市民に親しみを感ずる日本人市民の割合	19.7% (2010 (平成22) 年度)	50% (2015 (平成27) 年度)	市民協働課



4 施策の一覧

I コミュニケーション支援

基本施策① 情報の多言語化と情報伝達手段の確保

▶ 具体的な施策

- 1 サインのユニバーサル化の推進
- 2 多言語ホームページの開設
- 3 広報紙の発行・配布
- 4 各種案内通知などの多言語化 → **重点施策 1**
- 5 多言語版生活ガイドブックの発行
- 6 情報伝達手段の確保
- 7 窓口業務における対応の充実
- 8 外国人通訳窓口の充実
- 9 通訳・翻訳職員の適正な配置
- 10 通訳・翻訳職員の資質の向上
- 11 通訳ボランティアの確保と養成
- 12 図書館の外国語の蔵書の充実

基本施策② 日本語および日本社会に関する学習支援

▶ 具体的な施策

- 13 日本語を学習する機会の提供
- 14 日本社会への理解促進 → **重点施策 2**
- 15 外国人通訳窓口を通じたの情報提供
- 16 生活相談会の開催



II 生活支援

基本施策③ 住環境の整備

具体的な施策

- 17 情報提供による居住支援
- 18 外国人市民と円滑なコミュニケーションを図るための仕組みづくり

基本施策④ 教育体制の充実

具体的な施策

- 19 外国人の子どもの教育について保護者の意識啓発
- 20 外国人児童生徒指導員の派遣 → **重点施策 3**
- 21 外国人児童生徒通訳員の派遣
- 22 多文化共生教育の推進
- 23 国際理解教育の推進

基本施策⑤ 労働環境の整備

具体的な施策

- 24 ハローワークとの連携による就業支援
- 25 求職外国人向け職業訓練の実施
- 26 技能実習生受入事業の支援
- 27 外国人雇用に関わる企業との意見交換会の実施

基本施策⑥ 医療・保健・福祉

具体的な施策

- 28 医療・保健・福祉制度の周知徹底 → **重点施策 4**
- 29 市立湖西病院内の表示の多言語化
- 30 市立湖西病院への医療通訳・翻訳者の設置
- 31 健康診断・健康の多言語での対応
- 32 母子保健における多言語での対応
- 33 福祉相談窓口での多言語での対応
- 34 火災・救急通報での多言語での対応

基本施策⑦ 防犯・交通安全

具体的な施策

- 35 防犯、交通安全教室などの開催
- 36 防犯、交通安全に関する多言語による情報提供

基本施策⑧ 防災

具体的な施策

- 37 災害に備えた防災教育の実施と防災訓練の実施 → **重点施策 5**
- 38 緊急時に備えた外国人の所在確認
- 39 災害時に有用な人材の把握、育成
- 40 災害時の情報伝達手段の多言語化
- 41 防災ほっとメールの多言語化
- 42 災害時の外国人対応の明確化



Ⅲ 多文化共生の地域づくり

基本施策⑨ 地域社会に対する意識啓発

▶ 具体的な施策

- 43 自治会・企業などに対する多文化共生への理解促進と情報提供
- 44 市民への多文化共生についての意識啓発
- 45 市職員への多文化共生についての意識啓発
- 46 多文化共生センター（仮称）の設置
- 47 地域住民の交流の促進
- 48 多文化共生の意識啓発のキーパーソンの育成

基本施策⑩ 人権尊重の意識づくり

▶ 具体的な施策

- 49 人権尊重の意識啓発
- 50 男女共同参画についての意識啓発

基本施策⑪ 外国人市民の自立と社会参画

▶ 具体的な施策

- 51 外国人市民の地域社会への参画 → **重点施策 6**
- 52 地域で暮らす外国人市民の自立支援
- 53 地域で活躍する外国人市民の自立支援
- 54 多文化共生コーディネーターの育成
- 55 審議会や委員会などへの外国人の登用
- 56 文化・スポーツ 団体の外国人受入態勢の啓発 → **重点施策 7**

基本施策⑫ 市民が主体となって行う多文化共生・国際交流活動の支援

▶ 具体的な施策

- 57 湖西国際交流協会の活動支援
- 58 多文化共生センター（仮称）の設置 → **重点施策 8**
- 59 市民団体の活動支援

IV すいしんたいせい せいび 推進体制の整備

基本施策⑬ ちやうない すいしんたいせい せいび 庁内の推進体制の整備

▶ くたいでき しさく 具体的な施策

60 たぶんかきやうせいしゃかすいしんちやうないれんらくかい かつどう じゅうじつ
多文化共生社会推進庁内連絡会の活動の充実

61 こさいしがいこくじんじどうせいとしえんれんらくきやうぎかい かいざい
湖西市外国人児童生徒支援連絡協議会の開催

基本施策⑭ ちいき かくしゆたい やくわりぶたん れんけい きやうどう 地域における各主体の役割分担と連携・協働

▶ くたいでき しさく 具体的な施策

62 たぶんかきやうせいしゃかすいしんきやうぎかい かいざい じゅうじつ
多文化共生社会推進協議会の開催・充実

63 がいこくじん こやう かが きぎやう れんけい
外国人の雇用に関わる企業との連携

基本施策⑮ くに けんおよ たしまち れんけい 国・県及び他市町との連携

▶ くたいでき しさく 具体的な施策

64 けんおよ しゅうへん しまち れんけい
県及び周辺市町との連携

65 がいこくじんしゅうじゅうとしかいぎ さんかく
外国人集住都市会議への参画

5 施策の方向性

本プランを推進していく上での具体的な施策について、その内容、方向性、目標などは以下に掲げるとおりです。なお、推進主体として主となる担い手を◎で、副となる担い手を○でそれぞれ示しました。

I コミュニケーション支援

主な施策① 情報の多言語化と情報伝達手段の確保

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
1	サインのユニバーサル化の推進	市役所や市内に設置された公共の案内看板等の多言語化、ローマ字併記	○	◎	◎	継続	→	→	→	→	→	各課
		日本語看板等の多言語化、ローマ字併記の促進	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	各課
		外国語看板等に日本語併記を促進	○		◎	継続	→	→	→	→	→	各課
2	多言語版ホームページの開設	ポルトガル語版・スペイン語版ホームページの充実と多言語での提供			◎	継続	→	→	→	→	→	企画政策課
3	多言語版広報紙の発行・配布	ポルトガル語版・スペイン語版広報紙の充実と多言語での発行・配布			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
4	各種案内通知等の多言語化	通知等への多言語併記、ふりがな、やさしい日本語使用の推進 重点施策1	◎	◎	◎	継続	→	→	→	→	→	各課
5	多言語版生活ガイドブックの発行	ポルトガル語版・スペイン語版生活ガイドブックの充実と多言語での発行			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
6	情報伝達手段の確保	外国人が利用する公共施設や店舗等を通じて、多言語での情報提供		○	◎		実施	→	→	→	→	各課
		自治会を通じた情報提供手段の確立	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
7	窓口業務における対応の充実	やさしい日本語使用による窓口対応の推進			◎		実施	→	→	→	→	各課
8	外国人通訳窓口の充実	多言語での情報提供の充実、スタッフのスキルアップ及び地域の外国人の積極的な活用			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
9	通訳・翻訳職員の適正な配置	通訳・翻訳職員の適正な配置及び地域の外国人の積極的な活用			◎	継続	→	→	→	→	→	各課 市民協働課
10	通訳・翻訳職員の資質の向上	通訳・翻訳職員の研修の実施による資質の向上			◎	継続	→	→	→	→	→	各課 市民協働課
11	通訳ボランティアの確保と養成	国際交流協会等と連携し、通訳ボランティアの確保と養成、有効な活用システムの確立			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
12	図書館の外国語の蔵書の充実	外国語新聞、外国語書籍、雑誌、DVDなどの充実			◎	継続	→	→	→	→	→	図書館

おも し さ く に ほ ん ご お よ に ほ ん し ゃ か い か ん が く し ゅ う し え ん
主な施策② 日本語及び日本社会に関する学習支援

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
13	日本語を学習する 機会の提供	国際交流協会等と連携し、日本語教室の開催や日本語教師の育成	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
		授業をとおして日本語学習の場の提供			◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課
		企業による外国人労働者への日本語学習機会の提供		◎		継続	→	→	→	→	→	商工観光課 市民協働課
14	日本社会への理解 促進	企業、外国人学校と連携して社会ルールの周知とマナーや習慣への理解促進 重点施策2		◎	○	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 市民協働課
		外国人登録時におけるごみ出しルール等の説明			◎		検討	実施	→	→	→	市民課 ごみ減量課 市民協働課
15	外国人情報窓口を通じての情報提供	日本語教室の案内や日本社会の習慣等についての情報提供			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
16	生活相談会の開催	金銭や生活に関する悩みなどの相談会の開催	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課



II 生活支援

主な施策③ 住環境の整備

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
17	情報提供による居住支援	公営住宅に関する情報提供			◎	継続	→	→	→	→	→	建築住宅課
18	外国人市民と円滑なコミュニケーションを図るための仕組みづくり	外国人市民に対する自治会や子ども会などの理解促進や情報提供	○	○	◎		検討	実施	→	→	→	市民協働課 社会教育課
		外国人登録時に外国人市民への自治会紹介			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課 市民課 市民窓口課
		自治会と連携し、地域のルールや行事等を周知	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
		通訳派遣制度の充実・拡大			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課

主な施策④ 教育体制の充実

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
19	外国人の子どもの教育について保護者の意識啓発	日本の教育制度への理解・促進の機会の提供			◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課 市民協働課
		外国人の就学意識の高揚			◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課 市民協働課
20	外国人児童生徒指導員の派遣	学期途中で編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談を行う指導員を派遣 重点施策3	○		◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課 市民協働課
21	外国人児童生徒通訳員の派遣	小中学校に通訳、教育相談、翻訳を行う通訳員を派遣			◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課
22	多文化共生教育の推進	異なる言語、文化、習慣等に配慮した教育の実施及び違いを認め合う多文化共生教育の実施			◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課
23	国際理解教育の推進	外国語指導助手（ALT）を活用した国際理解教育の推進及び国際感覚を持った児童生徒の育成			◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課

主な施策⑤ 労働環境の整備

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
24	ハローワークとの連携による就業支援	ハローワークと連携し、就業支援について検討、実施（外国人相談コーナーの充実）		○	◎	継続	→	→	→	→	→	商工観光課
25	求職外国人向け職業訓練の実施	日本語学習を含めた職業訓練の実施	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
26	技能実習生受入事業の支援	商工会の実施する技能実習生受入事業の支援	○	◎	○	継続	→	→	→	→	→	商工観光課
27	外国人雇用に関わる企業との意見交換会の実施	意見交換会を通じ、外国人の就業環境の改善要請、企業の社会的責任の啓発		○	◎		検討	実施	→	→	→	商工観光課 市民協働課

おも しさく 医療・保健・福祉
 主要施策⑥

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
28	医療・保健・福祉制度の周知徹底	企業と連携し、健康保険、年金制度の理解を促し、同制度への加入を徹底する 重点施策4	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 保険年金課
29	市立湖西病院内の表示の多言語化	医療問診票、案内表示等の多言語化の促進			◎	継続	→	→	→	→	→	病院管理課 病院医事課
30	市立湖西病院への医療通訳・翻訳者の設置	市立湖西病院への医療通訳・翻訳者の適正な配置			◎	継続	→	→	→	→	→	病院管理課 病院医事課
31	健康診断・健康相談の多言語での対応	住民健診・健康相談についての多言語による広報			◎	継続	→	→	→	→	→	健康増進課 保険年金課
32	母子保健における多言語での対応	母子保健に関する情報の多言語による提供、育児相談を必要とする世帯への支援			◎	継続	→	→	→	→	→	健康増進課
33	福祉相談窓口での多言語での対応	福祉相談窓口への通訳者の配置			◎		検討	実施	→	→	→	地域福祉課 子育て支援課 長寿介護課
34	火災・救急通報への多言語での対応	日本語以外での通報に対する対応方法の検討、実施			◎	継続	→	→	→	→	→	消防本部

おも しさく ぼうはん 交通安全
 主要施策⑦

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
35	防犯、交通安全教室等の開催	外国人学校、地域、企業等において、薬物、防犯、交通安全意識の高揚を図るため、教室、研修会等の開催	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
36	防犯、交通安全に関する多言語による情報提供	警察等の関係機関と連携して、防犯や交通安全に関する冊子等による情報提供	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課

おも しさく ぼうさい
 主要施策⑧

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
37	災害に備えた防災教育の実施と防災訓練の実施	災害に備えた防災教育の実施や防災訓練への参加促進 重点施策5	○	◎	◎	継続	→	→	→	→	→	防災課 市民協働課
38	緊急時に備えた外国人の所在確認	外国人の所在確認について、平常時から的確に把握	○	○	◎		検討	実施	→	→	→	市民課
39	災害時に有用な人材の把握、育成	国際交流協会、自治会等と連携し、通訳ボランティアなど災害時に地域で活躍できる人材の把握、育成	○		◎		検討	実施	→	→	→	防災課 市民協働課
40	災害時の情報伝達手段の多言語化	災害時の情報伝達手段として、同報無線などによる多言語放送と避難所の表示物の多言語化			◎	継続	→	→	→	→	→	防災課 市民協働課
41	防災ほっとメールの多言語化	災害時の情報伝達手段として、携帯電話を利用した防災ほっとメールのポルトガル語版の充実と多言語化			◎	継続	→	→	→	→	→	防災課 市民協働課
42	災害時の外国人対応の明確化	災害時の外国人への支援方策のマニュアル化			◎		検討	実施	→	→	→	防災課 市民協働課

Ⅲ 多文化共生の地域づくり

主な施策⑨ 地域社会に対する意識啓発

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
43	自治会・企業等に対する多文化共生への理解促進と情報提供	多文化共生への理解を促進するため、自治会・企業等に対する情報提供の充実	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
44	市民への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を深めるため、自治会、企業等への出前講座の開催	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
45	市職員への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を深めるため、語学講座・意識啓発研修の実施			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課 総務課
46	多文化共生センター（仮称）の設置	多文化共生の核となる多文化共生センターの設置			◎		検討	→	→	実施	→	市民協働課
47	地域住民の交流の推進	多文化共生意識及び相互理解を深めるため、外国人市民、日本人市民の交流を促進	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
		言葉の壁を打破するために、多言語による「あいさつ」運動の奨励	◎		○		検討	実施	→	→	→	市民協働課 社会教育課
48	多文化共生の意識啓発のキーパーソンの育成	多文化共生意識の啓発を進めるため、日本人キーパーソンの発掘及び育成	○		◎		検討	実施	→	→	→	市民協働課

主な施策⑩ 人権尊重の意識づくり

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
49	人権尊重の意識啓発	人権尊重を意識した対応による多文化共生の推進	◎	◎	◎	継続	→	→	→	→	→	各課
50	男女共同参画についての意識啓発	多言語による啓発冊子の配布			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課



おも し さ く がいこくじん し みん し りつ しゃかいさんかく
主な施策⑪ 外国人市民の自立と社会参画

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
51	外国人市民の地域社会への参画	自治会、自主防災会、PTA活動等を紹介し、外国人市民の地域社会への参画を促進 重点施策6	◎		○	継続	→	→	→	→	→	市民協働課 防災課 学校教育課 社会教育課
52	地域で暮らす外国人市民の自立支援	外国人市民が積極的に地域づくりに参画できるよう外国人キーパーソンの発掘、育成	○		◎	検討		実施				市民協働課
		外国人市民が積極的に地域づくりに参画できる体制づくり	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
53	地域で活躍する外国人市民の紹介	外国人の若者が将来に希望が持てるよう、地域で活躍する外国人市民を広報紙、ホームページ等で紹介	○		◎		検討	実施	→	→	→	企画政策課 市民協働課
54	多文化共生コーディネーターの育成	多文化共生施策について、外国人市民の立場で意見を述べたり、地域のイベント等で通訳を行う多文化共生コーディネーターの育成	○		◎		検討	実施	→	→	→	市民協働課
55	審議会や委員会等への外国人の登用	外国人市民の意見や要望を市政に反映させるため、審議会や委員会などへの外国人市民の登用			◎		検討	実施	→	→	→	各課
56	文化・スポーツ団体の外国人受入態勢の啓発	既存の文化・スポーツ団体に外国人市民が参加しやすい情報提供 重点施策7	○		◎	継続	→	→	→	→	→	社会教育課 スポーツ振興課

おも し さ く し みん し ゅたい おこな たがんかきょうせい こくさいこうりゅうかつどう し えん
主な施策⑫ 市民が主体となって行う多文化共生・国際交流活動の支援

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
57	湖西国際交流協会の活動支援	協会の自主事業や組織基盤強化を支援	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
58	多文化共生センター（仮称）の設置	多文化共生推進の活動ができる多文化共生センター（仮称）の設置 重点施策8	○		◎		検討	→	→	実施	→	市民協働課
59	市民団体の活動支援	多文化共生や国際交流を行っている市民団体の主体的な活動を支援	○		◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課 企画政策課 社会教育課



IV 推進体制の整備

主な施策⑬ 庁内の推進体制の整備

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
60	多文化共生社会推進庁内連絡会の活動の充実	多文化共生社会推進協議会との連携を深め、庁内における多文化共生にかかる施策の検討と実施			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
61	湖西市外国人児童生徒支援連絡協議会の開催	国際交流協会と連携し、外国人児童生徒の支援を検討	○		◎	継続	→	→	→	→	→	学校教育課 市民協働課

主な施策⑭ 地域における各主体の役割分担と連携・協働

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
62	多文化共生社会推進協議会の開催・充実	参加機関相互の連携、多文化共生社会推進庁内連絡会との連携及び活動内容の充実	○	○	◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
63	外国人の雇用に関わる企業との連携	外国人の雇用に関わる企業と連絡会等を実施し、外国人を取り巻く諸課題について連携した取り組みの実施		◎	◎	継続	→	→	→	→	→	商工観光課 保険年金課 市民協働課

主な施策⑮ 国・県および他市町との連携

No.	具体的な施策	内容、方向性、目標など	推進主体			プラン対象年度						所管課
			地域	経済界	行政	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
64	県及び周辺市町との連携	県及び周辺市町と連携し情報交換会等を実施			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課
65	外国人集住都市会議への参画	参加都市との情報交換、国・県及び関係機関への提言等連携した取り組みを継続			◎	継続	→	→	→	→	→	市民協働課

だい 第 4 しょう 章

た ぶん か きょうせい すい しん
多文化共生推進プラン
じゅうてん し さく
の重点施策

第4章 多文化共生推進プランの重点施策

1 重点施策

第3章で、「Ⅰ コミュニケーション支援」、「Ⅱ 生活支援」、「Ⅲ 多文化共生の地域づくり」、「Ⅳ 推進体制の整備」の4つの柱について、15の基本施策、65の具体的な施策を挙げてきました。その中から、今後、多文化共生を推進していく上で欠くことのできないもの、これまでの湖西市の取り組みをさらに充実させたいものを、具体的な施策の中から重点施策として、8項目を掲げました。

No	具体的な施策	内容、方向性、目標など
1	各種案内通知などの多言語化	通知などへの多言語併記、ふりがな、やさしい日本語使用の推進
2	日本社会への理解促進	企業、外国人学校と連携して社会ルールの周知とマナーや習慣への理解促進
3	外国人児童生徒指導員の派遣	学期途中で編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談を行う指導員を派遣
4	医療・保健・福祉制度の周知徹底	企業と連携し、健康保険、年金制度の理解を促し、同制度への加入を徹底する
5	災害に備えた防災教育の実施と防災訓練の実施	災害に備えた防災教育の実施や防災訓練への参加促進
6	外国人市民の地域社会への参画	自治会、自主防災会、PTA活動などを紹介し、外国人市民の地域社会への参画を促進
7	文化・スポーツ団体の外国人受入態勢の啓発	既存の文化・スポーツ団体に外国人市民が参加しやすい情報提供
8	多文化共生センター（仮称）の設置	多文化共生推進の活動ができる多文化共生センター（仮称）の設置

重点施策 1

各種案内通知などの多言語化（具体的な施策4）

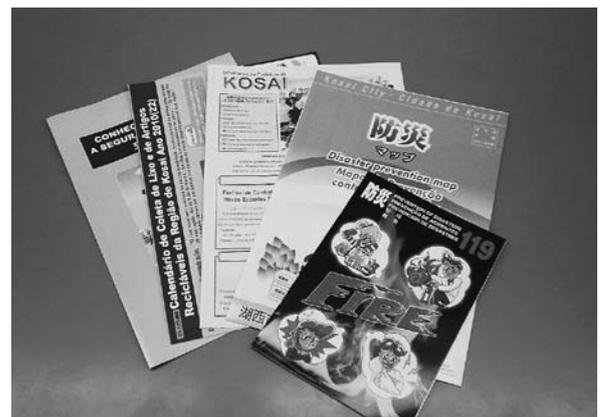
外国人市民に対しても日本人市民と同じように正しい情報を迅速かつ的確に提供することが必要です。
 外国人市民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベントなどについては、多言語・多様なメディアによる情報提供が必要
 必要です。
 また、ふりがなをふる（ルビふり）、理解しやすい表現に置き換えるなど、やさしい日本語での表記についても工夫が必要
 必要です。

● 5年後の到達目標

- ① 各種案内通知などが多言語化またはルビふり、やさしい日本語で表記されている。
- ② 回覧文書を多言語化する体制が整備されている。

● 所管課

各課



重点施策2

日本社会への理解促進（具体的な施策14）

外国人市民が地域で生活していく上で、地域住民とのトラブルにならないよう、ごみ出しをはじめとした地域のルールや日本での生活習慣やマナーを理解して守ってもらうことが重要です。

そのためには、外国人市民を雇用している企業や外国人市民が通っている外国人学校と連携して社会ルールの周知とマナーや習慣への理解促進が望まれます。

◎5年後の到達目標

- ① 外国人登録時におけるごみ出しルールなどの説明がされている。
- ② 外国人を雇用している企業において、日本の社会ルールの周知とマナーや習慣への理解促進が行われている。
- ③ 外国人学校において、日本の社会ルールの周知とマナーや習慣への理解促進が行われている。

◎所管課

市民課、ごみ減量課、商工観光課、市民協働課

重点施策 3

外国人児童生徒指導員の派遣（具体的な施策20）

日本は、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」を批准しており、日本に暮らすすべての子どもたちに教育を受ける権利が保障されています。

市内の公立小中学校には、日本語指導が必要な児童生徒が141人在籍しています。（2010（平成22）9月1日現在）

そこで、学期途中で編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談を行う外国人児童生徒指導員を引き続き派遣することが重要です。

また、国際交流協会と連携し、児童を対象としたプレスクールの開催や在籍している児童生徒を対象とした支援が重要です。

5年後の到達目標

- ① 外国人児童生徒指導員が派遣されている。
- ② 就学前を対象としたプレスクールが開催されている。
- ③ 在籍している児童生徒を対象とした学習支援教室が開催されている。

所管課

学校教育課、市民協働課



重点施策 4

医療・保健・福祉制度の周知徹底（具体的な施策28）

外国人市民の健康保険への加入は、日本人市民と比べて低く、未加入者が多いのが現状です。未加入者が多いという問題のほかに、国民健康保険に加入してからも保険税の滞納の発生が問題となっています。

また、国民健康保険と同時に加入する国民年金についても、年金制度の理解不足や、将来日本に住み続けるか分からないという現状もあり、加入しても未払いになるという外国人市民もみられます。

健康に働いていられるときは、さほど影響はありませんが、病気になったときや高齢になったときには、保険や年金に未加入であることがどれだけ影響するかを理解してもらう必要があります。

外国人を直接、または間接的に雇用することで利益を受ける企業は、地域の構成員として、同じく地域の構成員である外国人労働者に対しても、その社会的責任を果たさなければなりません。そこで、企業と連携し、健康保険、年金制度の理解を促し、同制度への加入を徹底することが重要です。

●5年後の到達目標

- ① 企業が雇用している外国人労働者は、社会保険、厚生年金へ全員加入している。
- ② 上記以外の外国人市民は、国民健康保険、国民年金へ全員加入している。

●所管課

商工観光課、保険年金課

重点施策 5

災害に備えた防災教育の実施と防災訓練の実施（具体的な施策37）

災害時には、外国人市民も日本人市民も同じ被災者となります。外国人市民の中には、地震などの災害を経験したことがない人も多く、大規模災害発生時には言葉の壁により十分な情報が行き渡らず、避難所で混乱した状況が生じることが予想されます。これらの課題に対応するためには、平常時から外国人市民に対する防災教育や防災訓練が必要です。

また、災害時に正しい行動を取るためには、正しい情報を迅速に提供することが不可欠であり、そのためには防災意識の啓発、支援体制の整備が重要です。

● 5年後の到達目標

- ① 防災に関する情報が多言語で提供されている。
- ② 外国人市民が防災に対する正しい知識を持っている。
- ③ 外国人市民が災害に備えた準備をしている。
- ④ 外国人市民が積極的に地域の防災訓練に参加している。

● 所管課

防災課

重点施策 6

外国人市民の地域社会への参画（具体的な施策51）

多文化共生を推進していくためには、日本人市民の意識啓発とあわせて、外国人市民自身が地域住民としての自覚を持ち、自ら積極的に地域社会へ参画することが大切です。

また、受入社会側である日本人市民が多文化共生に対しての認識を高め、参加しやすい環境を整備することも重要です。

◎5年後の到達目標

- ① 外国人市民に対して自治会への加入促進が図られている。
- ② 外国人市民が地域の行事などへ積極的に参加している。
- ③ 外国人市民の地区集会への参加が促進されている。
- ④ 外国人市民の意見を行政施策に反映する意見聴取体制が確立している。

◎所管課

市民協働課、防災課、学校教育課、社会教育課



重点施策 7

文化・スポーツ団体の外国人受入態勢の啓発（具体的な施策56）

外国人市民が社会参画をする最も身近な存在として、文化やスポーツなど趣味の分野での参画が考えられます。市内の文化協会や体育協会に所属する文化・スポーツ団体が外国人市民を受け入れることにより、交流が始まります。

同じ目的を持って活動することで連帯感や仲間意識が芽生え、それをきっかけとして、地域活動への参画へと発展していく期待が持てます。

そこで、既存の文化・スポーツ団体に外国人市民が参加しやすいように、外国人市民に対して情報提供することが重要です。

◎5年後の到達目標

- ① 既存の文化・スポーツ団体の紹介が多言語でされている。
- ② 既存の文化・スポーツ団体が外国人市民を受け入れている。

◎所管課

社会教育課、スポーツ振興課

重点施策 8

多文化共生センター（仮称）の設置（具体的な施策58）

外国人市民の地域社会への参画を促進したり、市民が主体となって多文化共生を推進するためには、その核となる施設が必要です。

多文化共生センター（仮称）が、その核となる施設であり、語学講座や学習支援、情報提供、地域住民の交流などの場所として活用でき、そこに集まる市民の中から日本人および外国人のキーパーソンの発掘も可能です。

湖西市の多文化共生を推進するためには少しでも早い多文化共生センター（仮称）の設置が望まれます。

● 5年後の到達目標

- ① 多文化共生センター（仮称）が整備されている。

● 所管課

市民協働課



だい
第 5 しょう
章

すいしん
推進にあたって

第5章 推進にあたって

1 普及啓発

第3章で述べたとおり、本市の多文化共生の担い手は、各分野にわたります。

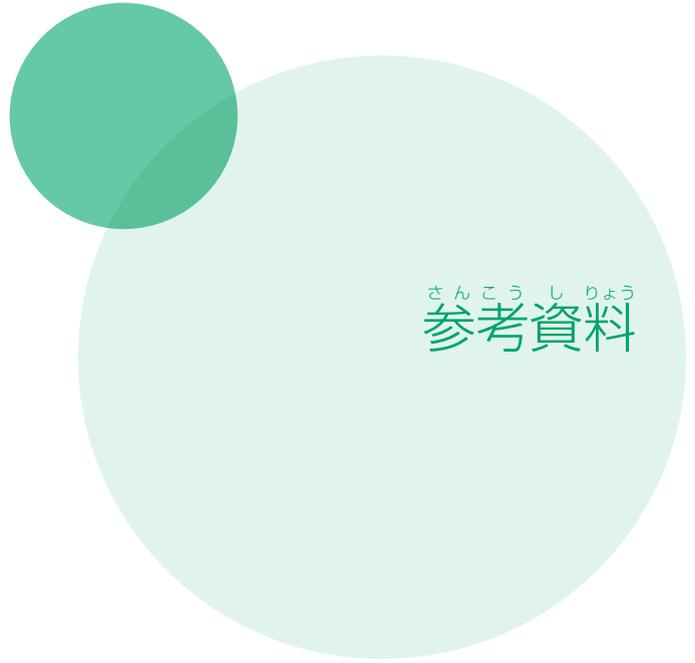
そこで、プランで示した取り組みと方向性について、それぞれの関係者へ速やかに周知を図っていきます。

2 推進体制

「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を推進していくためには、行政が全庁的な連携のもとで推進を図ることも重要です。そこで、「多文化共生社会推進庁内連絡会」で横断的な連絡調整を行い、連携して推進を図っていきます。

3 進行管理

今後、社会の多文化共生の潮流を注視し、「多文化共生社会推進協議会」において、毎年度、「多文化共生推進プラン」の進捗状況の確認や点検などを行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応したプランの見直しなどを提言し、確実にプランを推進していきます。



さんこうしりょう
参考資料

1

湖西市多文化共生推進プラン策定の経過

湖西市多文化共生社会推進協議会

湖西市多文化共生推進プラン策定委員会
湖西市多文化共生社会推進庁内連絡会

2009年度

第1回協議会 (2009.12.4)
委員委嘱・情報交換 ほか

第1回 庁内連絡会 (2010.1.19)
現状と課題、情報交換

第2回協議会 (2010.2.3)
現状と課題について

2010年度

第1回協議会 (2010.6.16)
委員委嘱 情報交換 など

第1回 プラン策定委員会 (2010.10.18)
現状と課題 施策の検討

第2回協議会 (2010.8.25)
策定スケジュール 分野別課題 など

第1回 庁内連絡会 (2010.10.18)
現状と課題 施策の検討

市民意識調査の実施 (2010.11)

第3回協議会 (2010.10.27)
分野別課題 基本施策体系 など

第2回 プラン策定委員会 (2011.1.28)
施策体系について

第4回協議会 (2011.2.1)
重点項目、理念について

第2回 庁内連絡会 (2011.1.28)
基本施策体系について

多文化共生推進プラン (中間案)

多文化共生推進プラン (中間案) の意見募集

第5回協議会 (2011.3.24)
プラン最終案について

第3回 庁内連絡会 (2011.3.23)
プラン最終案について

第3回 プラン策定委員会 (2011.3.24)
プラン最終案について

多文化共生推進プラン (最終案)

2 たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい 多文化共生社会推進協議会

本プランを策定するにあたり、各分野の有識者や市民の代表など、幅広く意見を聞くために開催。

やくしやく 役職	しょ 所	ぞく 属	し 氏	めい 名	び 備	こう 考	
かいちょう 会長	しずおか ぶんか げいじゅつだいがく 静岡文化芸術大学	きょうじゅ 教授	いけがみ 池上	しげひろ 重弘			
ふくかいちょう 副会長	こさい しじち かいれんこうかいちょう 湖西市自治会連合会長		むらまつ 村松	しゅんじ 隼次		(2009年度)	
			もり 森	ためよし 為禧		(2010年度)	
いいん 委員	おもてわしづ じち かいちょう 表 鷺津自治会長		そとにし 外西	としろう 敏朗		(2009年度)	
			ほしかわ 星川	す み お 壽美雄		(2010年度)	
	しんじよはら じち かいちょう 新所原自治会長		やまだ 山田	けいし 恵士		(2009年度)	
			やまだ 山田	こうじ 幸慈		(2010年度)	
	みつや 三ツ谷	あけぼの じち かいちょう あけぼの自治会長	すずき 鈴木	まさとし 正利			
	あらいちょう ぶじんかい かいちょう 新居町婦人会 会長		かわい 河合	ひろこ 弘子			
	ざいじゅうがいこくじん 在住外国人			タキナミ	セルジオ マサトシ		ブラジル
				うえだ 上田	レナト		ブラジル
				たしろ 田代	アギナルド		ブラジル
				こう 黄	かいえん 海燕		ちゅうごく 中国
	こさい けいさつしょ 湖西警察署		けいむかちょう 警務課長	わたなべ 渡邊	けん 憲		
	こさい ちく ちいきこうつうあんぜんかつどうすいしんいいん 湖西地区地域交通安全活動推進委員			はまだ 濱田	ひろこ 弘子		
	アスモ(株)		じんじ ぶ さいようかちょう 人事部採用課長	なら 奈良	ひさし 寿		
	はまなこでんそう 浜名湖電装(株)		じんじそうむぶぶくぶちょう 人事総務部副部長	ひろなが 廣永	いわお 岩男		
	こさい ししょうこうかい 湖西市商工会		ふくかいちょう 副会長	さはらこういちろう 佐原功一郎			
	こさいこくさいこうりゅうきょうかい 湖西国際交流協会		じむきょくちょう 事務局長	すぎうら 杉浦	てつえ 徹衛		
こさい しきょういくいいんかい 湖西市教育委員会		わしづしょうがっこうちょう 鷺津小学校長	わきもと 脇本	かずよし 和義			
こさい しきょういくいいんかい 湖西市教育委員会	がっこうきょういく か ちょう 学校教育課長		いしだ 石田	のぶひろ 修啓		(2009年度)	
			いしだ 石田	かつひろ 勝博		(2010年度)	
こさい ししゃかいふくしきょうぎかい 湖西市社会福祉協議会			かわた 河田	むねやす 宗康			

事務局：企画部市民協働課

3

たぶんかきょうせいすいしん さくてい いんかい たぶんかきょうせいすいしんちょうないれんらくかい
多文化共生推進プラン策定委員会・多文化共生推進庁内連絡会

ちょうない たぶんかきょうせいすいしん さくてい いんかい おうだんてき すいしん じょうほう きょうゆう しやく きょうぎ
 庁内における多文化共生施策を総合的かつ横断的に推進するため、情報の共有や施策の協議、プラン
 さくてい しんぎ かいさい
 策定の審議をするために開催。

たぶんかきょうせいすいしん さくてい いんかい
 ①多文化共生推進プラン策定委員会

やくしやく 役職	しよぞくぶ 所属部	しよくめい 職名
いしんちょう 委員長	きかくぶ 企画部	きかくぶちょう 企画部長
ふくいしんちょう 副委員長		しみんきょうどうかちょう 市民協働課長
いしん 委員		きかくせいさくかちょう 企画政策課長
//		ぼうさいかちょう 防災課長
//	そうむぶ 総務部	ぜいむかちょう 税務課長
//	かんきょうぶ 環境部	げんりょうかちょう ごみ減量課長
//	けんこうふくしぶ 健康福祉部	こそだ しえんかちょう 子育て支援課長
//		けんこうぞうしんかちょう 健康増進課長
//	しみんけいざいぶ 市民経済部	しみんかちょう 市民課長
//		ほけんねんきんかちょう 保険年金課長
//		しょうこうかんこうかちょう 商工観光課長
//	としせいびぶ 都市整備部	けんちくじゅうたくかちょう 建築住宅課長
//	きょういくいんかい 教育委員会	がっこうきょういくかちょう 学校教育課長
//	しりつこさいびょういん 市立湖西病院	いじかちょう 医事課長

たぶんかきょうせいすいしんちょうないれんらくかい
 ②多文化共生推進庁内連絡会

しよぞくぶ 所属部	しよくめい 職名
そうむぶ 総務部	ぜいむかしゅうのうかりちょう 税務課収納係長
きかくぶ 企画部	きかくせいさくかきかくせいさくかちょう 企画政策課企画政策係長
	ぼうさいかぼうさいかちょう 防災課防災係長
かんきょうぶ 環境部	げんりょうかちょう ごみ減量課減量係長
けんこうふくしぶ 健康福祉部	こそだ しえんかじどうほいくかりちょう 子育て支援課児童保育係長
	けんこうぞうしんかけんこうかんりかちょう 健康増進課健康管理係長
しみんけいざいぶ 市民経済部	しみんかしみんかちょう 市民課市民係長
	ほけんねんきんかこくほけんきんかちょう 保険年金課国保年金係長
	しょうこうかんこうかこうぎょうろうせいかりちょう 商工観光課工業・労政係長
としせいびぶ 都市整備部	けんちくじゅうたくかけんちくじゅうたくかりちょう 建築住宅課建築住宅係長
きょういくいんかい 教育委員会	がっこうきょういくかかこうきょういくかりちょう 学校教育課学校教育係長
しりつこさいびょういん 市立湖西病院	いじか いじかりちょう 医事課 医事係長

じむきょく きかくぶしみんきょうどうか
 事務局：企画部市民協働課

4 市民意識調査結果

(1) 調査の概要

▼市民意識調査の概要（湖西市実施）

調査対象：無作為抽出による市内在住者1,500人

調査時期：2010（平成22）年11月の1か月間

有効回収数：700件（回収率46.7%）

▼静岡県多文化共生アンケート意識調査の概要

調査対象：無作為抽出による県内在住者2,974人

調査時期：2009（平成21）年8月から9月の1か月間

回収件数：1,772件（回収率59.6%）

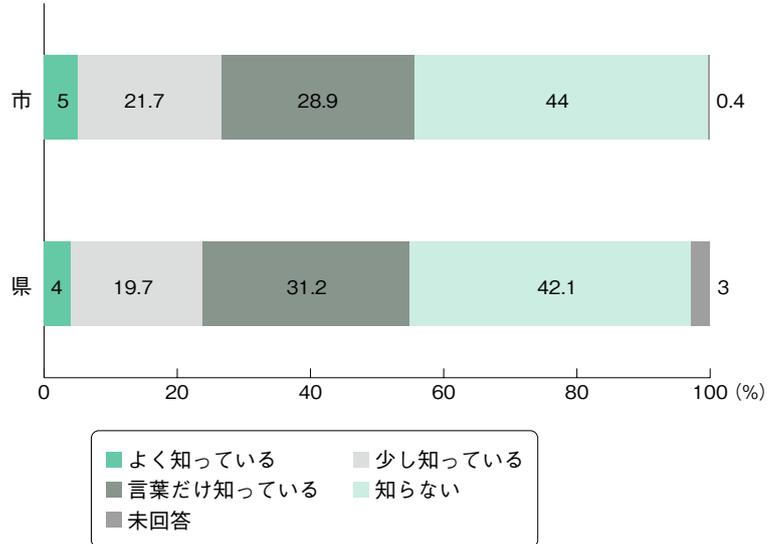
※割合は小数点第2位以下を四捨五入して表示。

静岡県調査と市調査結果を比較

(2) 集計結果

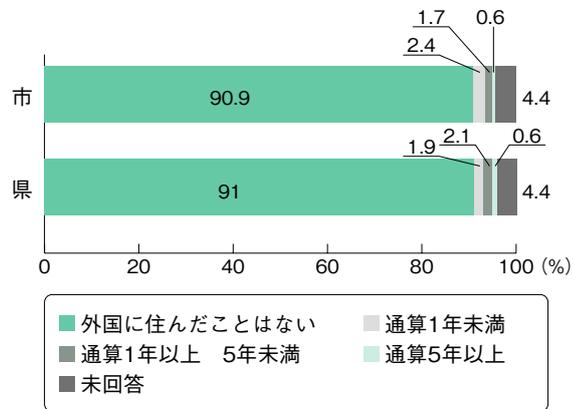
問1 「多文化共生」という言葉・考え方についてのどの程度知っていますか。(1つを選択)

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
よく知っている	5.0	4.0
少し知っている	21.7	19.7
言葉だけ知っている	28.9	31.2
知らない	44.0	42.1
未回答	0.4	3.0

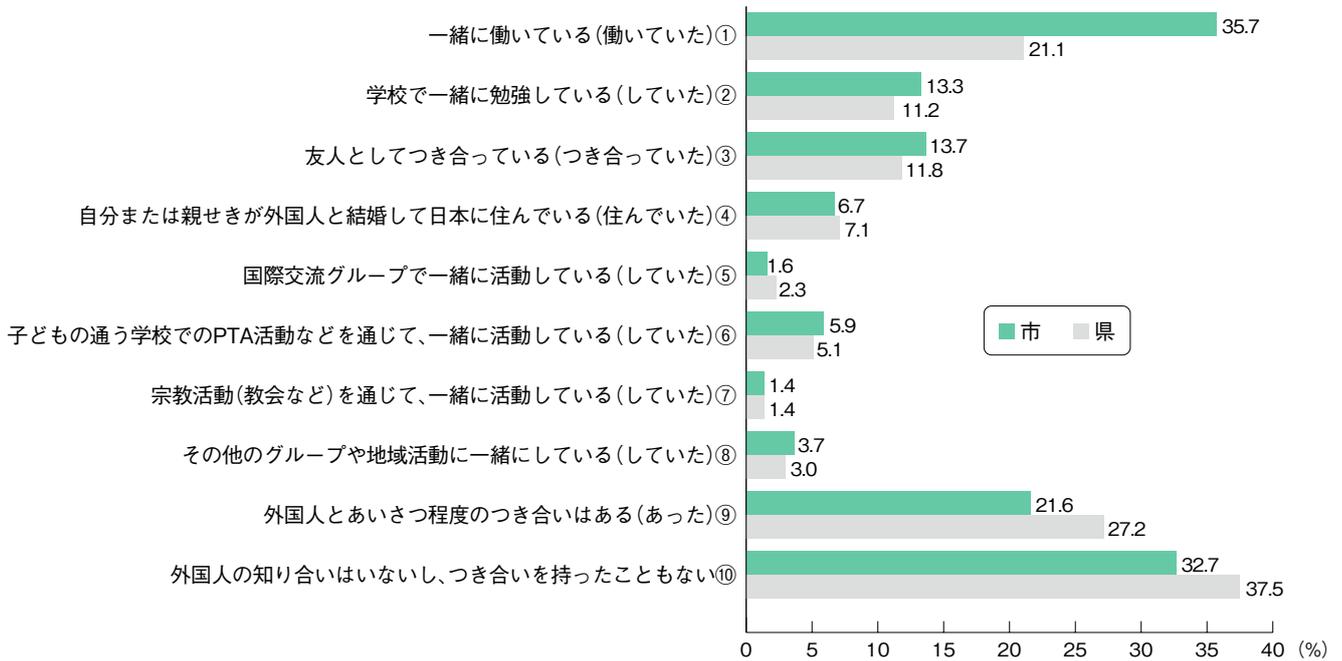


問2 あなたは外国に住んだことがありますか。外国での居住経験のある人は、外国に通算何年住んでいましたか。(1つを選択)

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
外国に住んだことはない	90.9	91.0
通算1年未満	2.4	1.9
通算1年以上5年未満	1.7	2.1
通算5年以上	0.6	0.6
未回答	4.4	4.4



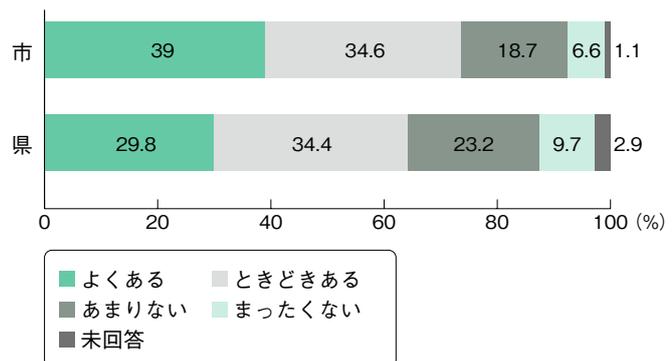
問3 あなたは外国人と以下のような付き合いがありますか。(あてはまるもの全て選択可、過去の経験を含む)



項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
① 一緒に働いている(働いていた)	35.7	21.1
② 学校で一緒に勉強している(していた)	13.3	11.2
③ 友人としてつき合っている(つき合っていた)	13.7	11.8
④ 自分または親せきが外国人と結婚して日本に住んでいる(住んでいた)	6.7	7.1
⑤ 国際交流グループで一緒に活動している(していた)	1.6	2.3
⑥ 子どもの通う学校でのPTA活動などを通じて、一緒に活動している(していた)	5.9	5.1
⑦ 宗教活動(教会など)を通じて、一緒に活動している(していた)	1.4	1.4
⑧ その他のグループや地域活動と一緒にしている(していた)	3.7	3.0
⑨ 外国人とあいさつ程度の付き合いはある(あった)	21.6	27.2
⑩ 外国人の知り合いはいないし、付き合いを持ったこともない	32.7	37.5

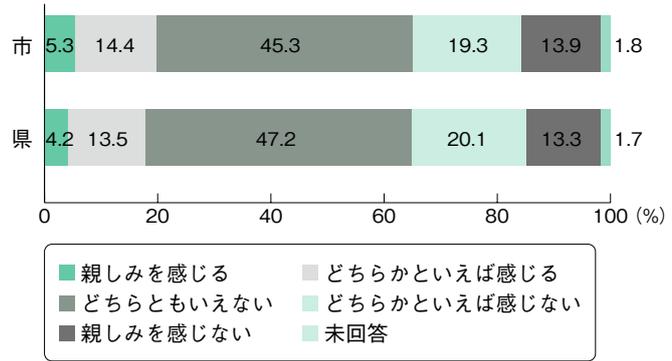
問4 あなたが生活している地域で、外国人と顔を合わせることがよくありますか。(1つを選択)

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
よくある	39.0	29.8
ときどきある	34.6	34.4
あまりない	18.7	23.2
まったく 全くない	6.6	9.7
未回答	1.1	2.9



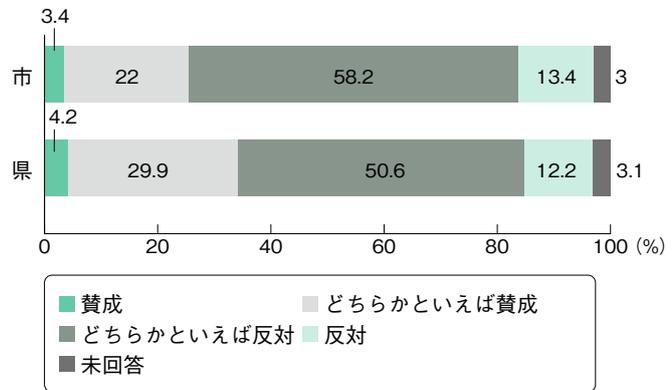
問5 地域で暮らす外国人についてどの程度親しみを感じますか。(1つを選択)

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
親しみを感じる	5.3	4.2
どちらかといえば感じる	14.4	13.5
どちらともいえない	45.3	47.2
どちらかといえば感じない	19.3	20.1
親しみを感じない	13.9	13.3
未回答	1.8	1.7

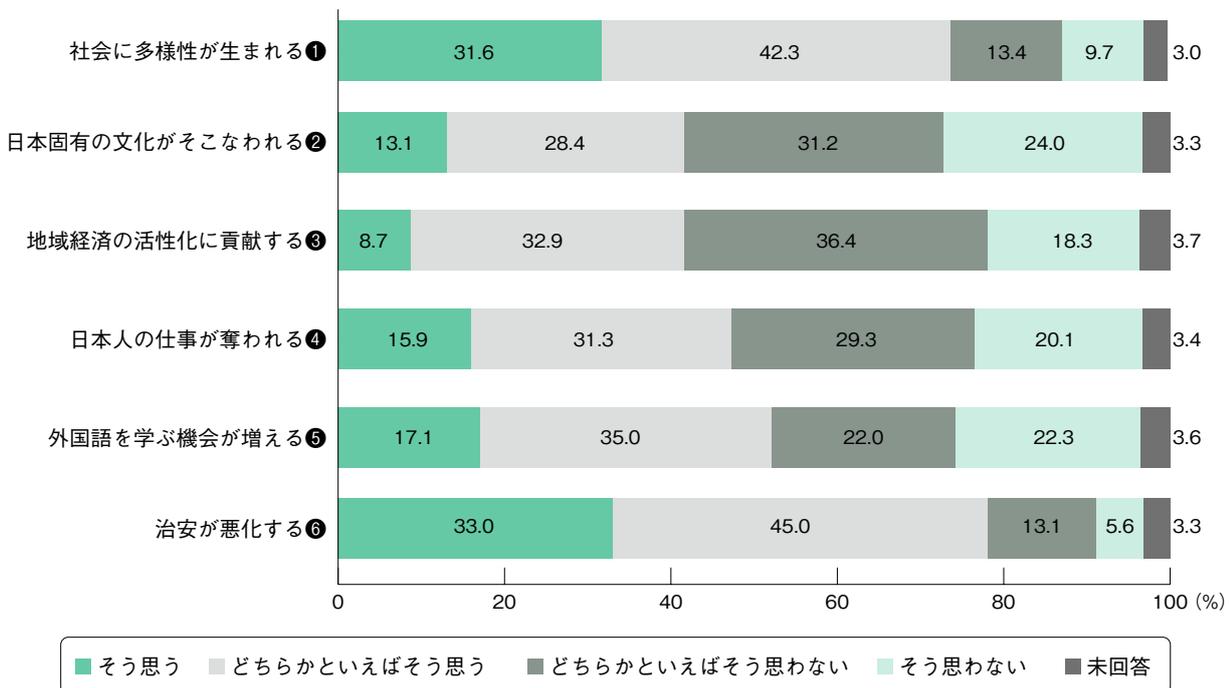


問6 あなたが生活している地域に外国人が増えることに賛成ですか、反対ですか。(1つを選択)

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
賛成	3.4	4.2
どちらかといえば賛成	22.0	29.9
どちらかといえば反対	58.2	50.6
反対	13.4	12.2
未回答	3.0	3.1



問7 あなたは日本に外国人が増えるとどのような影響があると思いますか。それぞれの項目についてあなたの気持ちに最も近いものを選んでください。(それぞれ1つを選択)



① ^{しゃかい} ^{た ようせい} ^う 社会に多様性が生まれる

こ 項 目	わり 割 合 (%)	
	こ さ い し 湖西市	し ず お か け ん 静岡県
そう 思 う	31.6	26.4
どちらかといえばそう 思 う	42.3	47.2
どちらかといえばそう 思 わない	13.4	15.8
そう 思 わない	9.7	7.7
み か い と う 未回答	3.0	2.9

② ^{にほんこゆう} ^{ぶんか} 日本固有の文化がそこなわれる

こ 項 目	わり 割 合 (%)	
	こ さ い し 湖西市	し ず お か け ん 静岡県
そう 思 う	13.1	11.1
どちらかといえばそう 思 う	28.4	21.9
どちらかといえばそう 思 わない	31.2	36.6
そう 思 わない	24.0	27.8
み か い と う 未回答	3.3	2.6

③ ^{ちいきけいざい} ^{かつせい} ^か ^{こうけん} 地域経済の活性化に貢献する

こ 項 目	わり 割 合 (%)	
	こ さ い し 湖西市	し ず お か け ん 静岡県
そう 思 う	8.7	6.7
どちらかといえばそう 思 う	32.9	34.3
どちらかといえばそう 思 わない	36.4	39.2
そう 思 わない	18.3	16.2
み か い と う 未回答	3.7	3.5
ふ し よ う 不詳	0.0	0.1

④ ^{にほんじん} ^{しごと} ^{うば} 日本人の仕事が奪われる

こ 項 目	わり 割 合 (%)	
	こ さ い し 湖西市	し ず お か け ん 静岡県
そう 思 う	15.9	10.4
どちらかといえばそう 思 う	31.3	24.6
どちらかといえばそう 思 わない	29.3	36.1
そう 思 わない	20.1	25.7
み か い と う 未回答	3.4	3.1
ふ し よ う 不詳	0.0	0.1

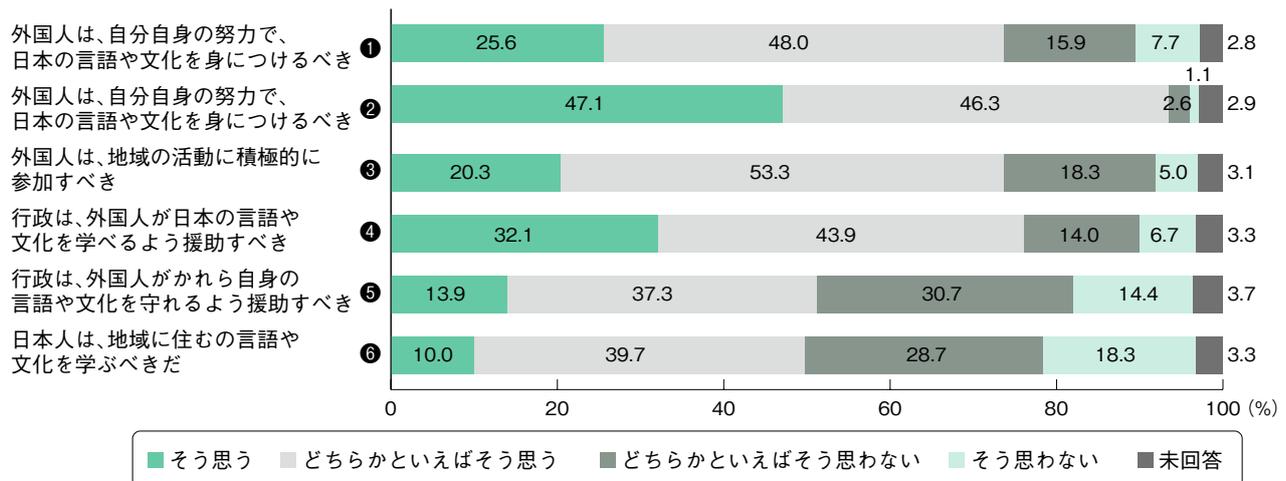
⑤ ^{がいこくご} ^{まな} ^{きかい} ^ふ 外国語を学ぶ機会が増える

こ 項 目	わり 割 合 (%)	
	こ さ い し 湖西市	し ず お か け ん 静岡県
そう 思 う	17.1	20.2
どちらかといえばそう 思 う	35.0	38.0
どちらかといえばそう 思 わない	22.0	22.2
そう 思 わない	22.3	16.6
み か い と う 未回答	3.6	2.9
ふ し よ う 不詳	0.0	0.1

⑥ ^{ちあん} ^{あつか} 治安が悪化する

こ 項 目	わり 割 合 (%)	
	こ さ い し 湖西市	し ず お か け ん 静岡県
そう 思 う	33.0	28.7
どちらかといえばそう 思 う	45.0	43.6
どちらかといえばそう 思 わない	13.1	18.7
そう 思 わない	5.6	7.1
み か い と う 未回答	3.3	1.8
ふ し よ う 不詳	0.0	0.1

問8 多文化共生に関する次の意見についてあなたはどのように思いますか。(それぞれ1つを選択)



① 外国人は、自分自身の努力で、日本の言語や文化を身につけるべきだ

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
そう思う	25.6	25.7
どちらかといえばそう思う	48.0	44.1
どちらかといえばそう思わない	15.9	18.0
そう思わない	7.7	7.4
未回答	2.8	4.8

② 外国人は、日本社会にとけこむよう、日本の習慣やルールを学ぶべきだ

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
そう思う	47.1	43.3
どちらかといえばそう思う	46.3	47.9
どちらかといえばそう思わない	2.6	3.3
そう思わない	1.1	1.2
未回答	2.9	4.2

③ 外国人は、地域の活動に積極的に参加すべきだ

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
そう思う	20.3	20.3
どちらかといえばそう思う	53.3	50.9
どちらかといえばそう思わない	18.3	19.9
そう思わない	5.0	4.0
未回答	3.1	5.0

④ 行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるよう援助すべきだ

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
そう思う	32.1	20.3
どちらかといえばそう思う	43.9	50.8
どちらかといえばそう思わない	14.0	19.9
そう思わない	6.7	4.0
未回答	3.3	5.0

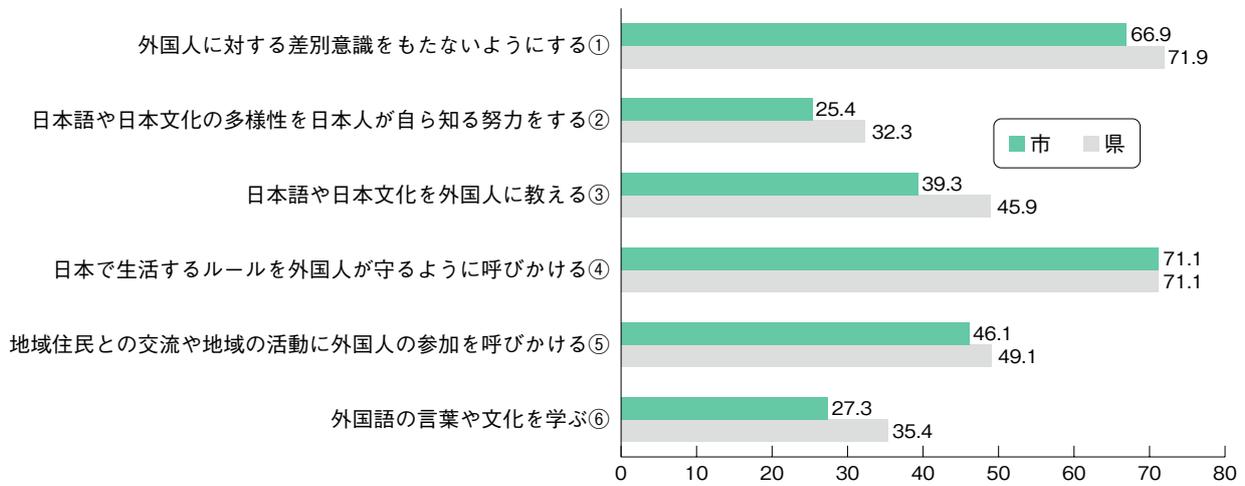
⑤ 行政は、外国人がかれら自身の言語や文化を守れるよう援助すべきだ

項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
そう思う	13.9	12.1
どちらかといえばそう思う	37.3	38.5
どちらかといえばそう思わない	30.7	32.7
そう思わない	14.4	11.4
未回答	3.7	5.3

⑥ 日本人は、地域に住むの言語や文化を学ぶべきだ

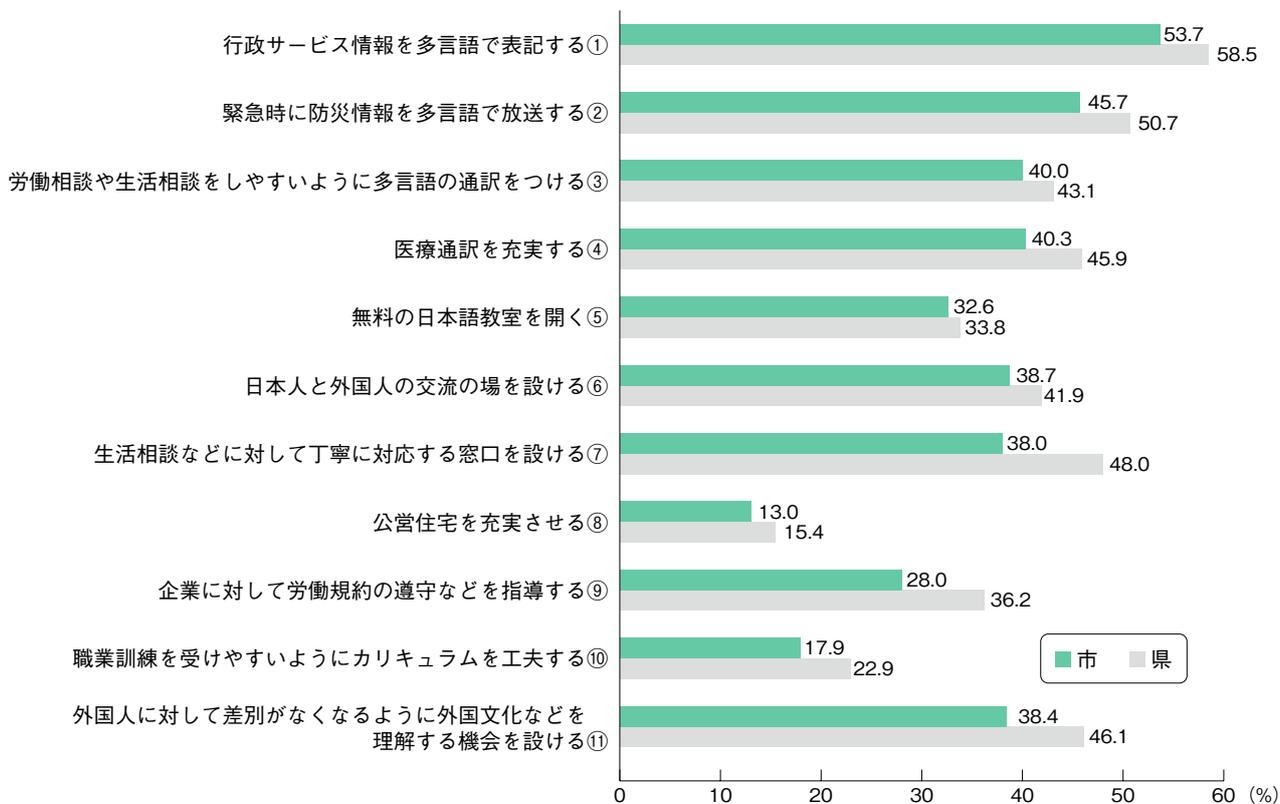
項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
そう思う	10.0	10.6
どちらかといえばそう思う	39.7	42.3
どちらかといえばそう思わない	28.7	29.0
そう思わない	18.3	13.1
未回答	3.3	5.0

問9 地域を在住外国人とともに暮らしやすい社会にするため、私たち日本人は何をすべきと思いますか。
(あてはまるもの全て選択可)



項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
① 外国人に対する差別意識をもたないようにする	66.9	71.9
② 日本語や日本文化の多様性を日本人が自ら知る努力をする	25.4	32.3
③ 日本語や日本文化を外国人に教える	39.3	45.9
④ 日本で生活するルールを外国人が守るように呼びかける	71.1	71.1
⑤ 地域住民との交流や地域の活動に外国人の参加を呼びかける	46.1	49.1
⑥ 外国語の言葉や文化を学ぶ	27.3	35.4

問10 日本人住民と在住外国人がともに暮らしやすい社会にしていくために、あなたは行政はどのような取り組みに力を入れるべきだと思いますか。(あてはまるものすべて選択可)



項目	割合 (%)	
	湖西市	静岡県
① 行政サービス情報を多言語で表記する	53.7	58.5
② 緊急時に防災情報を多言語で放送する	45.7	50.7
③ 労働相談や生活相談をしやすいように多言語の通訳をつける	40.0	43.1
④ 医療通訳を充実する	40.3	45.9
⑤ 無料の日本語教室を開く	32.6	33.8
⑥ 日本人と外国人の交流の場を設ける	38.7	41.9
⑦ 生活相談などに対して丁寧に対応する窓口を設ける	38.0	48.0
⑧ 公営住宅を充実させる	13.0	15.4
⑨ 企業に対して労働規約の遵守などを指導する	28.0	36.2
⑩ 職業訓練を受けやすいようにカリキュラムを工夫する	17.9	22.9
⑪ 外国人に対して差別がなくなるように外国文化などを理解する機会を設ける	38.4	46.1

5 湖西市多文化共生推進プラン（案）に対する意見募集の実施

湖西市多文化共生推進プランの策定に向け、プラン案に対する意見募集を行いました。

実施時期	2011年3月8日から3月21日
公表資料	湖西市多文化共生推進プラン（中間案）
意見の結果	提出数 11通 (市内3通、市外5通、不明3通)
意見提出方法	ファクシミリ 1通 電子メール 10通
意見の公表	提出いただきました意見の概要とそれに対する市の考え方を市ウェブサイトへ掲載。

